

主な指摘事項【就労継続支援B型】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
人員	従業員の員数	職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならないが、常勤配置されていることが確認できないため、早急に改善すること。	1件
運営	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録について、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録すること。 サービスの提供の記録について、利用者の確認を得られていなかったため、すべての記録において適切に利用者からの確認を得ること。 サービスの提供の記録をデータファイルにて管理する場合は、当該データに係る利用者からの確認様式等を別途整備したうえで、確実に利用者からの確認を得ること。	2件
運営	就労継続支援B型計画の作成等	就労継続支援B型計画の作成に係る会議（サービス提供にあたる担当者等を招集して行う会議、以下「担当者会議」という）の記録が確認できなかったため、担当者会議の様式を定め、適切に運用すること。また、担当者会議の開催にあたっては、個別支援計画の原案に対して各担当者等に意見を求めるとともに、その記録を作成し保管すること。 個別支援計画の作成日又はモニタリングの実施日については、日付まで正確に記載すること。 モニタリング記録において、支援の実施状況や目標の到達度、今後の支援方針等、支援に係る評価がないものが散見されたため、これらの内容を確実に記録し保管すること。 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係るプロセス（アセスメント、計画原案の作成、担当者会議開催、利用者等への説明及び同意取得、モニタリング等）を適切に踏んだうえで、各段階における記録をそれぞれ作成し事業所に保管すること。	1件
運営	勤務体制の確保等	すべての従業員について、勤務表（出勤簿）において日々の勤務時間（実績）を明らかにすること。 従業員の勤務体制について、職種が不明瞭なものや他事業所の併記等により実際に勤務している事業所を特定できないものが見受けられたため、辞令書等で勤務時間、職種、常勤・非常勤の別、兼務の状況、勤務場所等を明確にすること。 雇用契約書や辞令書等にて勤務体制が確認できない従業員がいた。	1件
運営	施設外就労	施設外就労について規則を設け、必要な事項について定めること。 施設外就労における緊急時の対応について、規則等その他において明確にすること。 施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求に合わせて市に提出すること。	1件
報酬	基本報酬	提供実績記録票及びサービスの提供の記録（ケース記録）において、利用者の確認を受けていないにも関わらず請求しているものが散見された。	1件
報酬	欠席時対応加算	利用者に欠席時の対応を行った記録がないにも関わらず請求しているものが散見された。	1件
報酬	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	算定要件となるキャリアパス要件Ⅰのイにおける職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件と賃金体系についての整備が不十分であった。	1件